

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成29年11月16日

井原市議会議長

西田久志様

井原市議会議員 荒木 謙二

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成29年11月10日（金）13:00～17:00
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	仙台市青葉区中央 1-1-1 ホテルメトロポリタン仙台
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	自治振興セミナー（地方分権と新たな広域連携） 1) 「未来を創る地方分権改革」 2) 「地方分権改革と地方税制改革」 3) 「伊豆半島における新たな広域連携」
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	○日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦 氏 ○一橋大学経済学研究科国際・公共政策研究部教授 佐藤 主光 氏 ○静岡県副知事 土屋 優行 氏
5. 活動内容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

別紙①

■会場



■開会あいさつ



宮城県副知事 山田 義輝 氏



地方自治研究機構理事長 山中 昭栄 氏

1. 未来を創る地方分権改革

日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦 氏

(1) 私たちはどこからきて、どこへ行こうとしているのか。

1) 状況を理解するという事は、単に状況を知ることではなく、状況を秩序だてて整理し、自己の「生」と結びつけることである。

2) 「点」には長さも面積もない。ただ「位置」だけを示している。

物事には必ず「点」がある。状況を秩序だてるには、「点」を見極める必要がある。

3) why を問い「点」を見失い、実感を信仰して how to を問うと未来を喪失してしまう。

4) 世界を駆け巡る憎悪と暴力の溢出

5) 「万人の万人に対する闘争」への不安、人間の絆が断ち切られたという不安が、共同体への純粋な憧憬を生み出す。

別紙②

(2) 参加なき中央集権的所得再分配国家としての福祉国家の生き詰まり。
1) 重化学工業基軸の工業社会から、ソフト産業基軸の知識社会へ
2) ポスト福祉国家の主役としての市町村⇒地域の元気創造
(3) 故郷存続運動—故郷は近くにありて愛するもの
(4) 「地域」を「発展」させる
1) 「発展する」とは開くことであり、「閉じる」の反対語である。 内在してないものを開くことが「発展」であり、外部からの圧力で変形することは「発展」とは言わない。
2) 未来はだれにもわからない。すべての人には掛け替えのない能力がある。
3) 未来への「発展」はすべての人が掛け替えのない能力を発揮し、すべての地域社会が掛け替えのない「地域力」を発揮することで可能となる。
4) 「地域力」とは地域社会の構成員の個々の能力と構成員相互の凝集力から成り立つ。
5) 「短所」を克服し、高々人並みにしかなれない「長所」を発展させてこそ行き詰っている人類の歴史に残る。
(5) 人口爆発の工業社会の終焉
1) 工業化による生産増加と人口増加の好循環
2) 工業化＝都市化による都市への人口集中
3) 脱工業化による逆都市化
(6) 脱工業社会へ舵を切る
1) S.ミルの教えによる脱工業社会 必ずしも人間的進歩の停止状態を意味するものではない。産業上の改良が負の増大という目的のみに奉仕することをやめて、労働を節約させるというその本来の効果を生む
(7) 「所有欲求」から「存在欲求」へ
1) 生活水準の上昇から生活様式の充実を求める
2) 存在欲求＝人と人、人と自然との関係で充足される欲求＝幸福の実感 所得欲求＝自然を所有することによって充足される欲求＝豊かさの実感
3) 工業社会＝存在欲求を犠牲にして所有欲求を充足した社会

別紙③

(8) 地方自治体の使命の拡大
1) 中央政府の現金給付による所得再分配の限界を現物給付による生活保障で補強
2) 現物給付は地方自治体にしか提供できない。そこで、地方分権を推進して、福祉、教育、医療という対人社会サービスの現物給付による生活保障を目指す。
3) 財政には、三つの機能がある。このうち所得再分配機能、経済安定化機能は、入退自由な地方自治体は担えないとされてきた。しかし、ボーダレス化、グローバル化に伴い、準私的財といえる現物支給給付を提供することによって分担せざるを得なくなる
(9) 政府間財政関係の理論
1) 第一次世界大戦の「落し子」といわれる財政調整制度の生みの親ポーピッツ。 1920年代にワイマール共和国のもとでエルツベルガーの改革で導入。
2) ポーピッツによれば、「財政調整とは、中央政府とそれを構成する地方政府との財政関係の総体である」と定義されている。
3) 二つの非対応
・ 行政任務における決定と執行の非対応
・ 行政任務と課税権の非対応
(10) 日本における地方分権改革の道
1) 1980年設置の第二次臨調による「小さな政府」を目指す地方分権
2) 地方自治体の使命拡大を目指し、関与縮小廃止戦略を基軸とする第三次行革審の地方分権
・ 「豊かな部会」による「国民生活重視と国際化対応」としての地方分権
・ 1989年「ゴールドプラン」サービスの提供
・ 1994年「エンゼルプラン」保育の提供
3) 二つの流れの合流としての1993年の国会決議→地方分権の推進
(11) 地方分権改革の「点」の確認
(12) ポスト福祉国家の創出

別紙⑤

2. 地方分権と地方税改革

一橋大学経済学研究科国際・公共政策研究部教授 佐藤 主光 氏

(1) 日本の地方税

- 特徴1：多様な税目
- 特徴2：地域間格差
- 特徴3：税制にやさしくない税制
- 特徴4：法人課税に偏った超過課税

(2) 地方税の経済学

- 環境政策とエコカー減税により、減税されるのは自動車取得税（都道府県税）
- 軽自動車とTPP問題（日本の軽自動車優遇への米国の反発）
原因は、自動車と軽自動車で異なる課税基準
※自動車税：都道府県税、軽自動車税：市町村税

○ふるさと納税（自治体への寄附金税制）

地域間での「過剰な返礼競争」

○空き家と固定資産税

固定資産税による小規模住宅の優遇措置が助長

(3) 望ましい地方税に向けて

① 地方分権の形態

地方分権の形態は「一様」ではない

○タイプ1

- ・支出サイドの分権化⇒国の規制・関与の縮小
- ・収入サイドの分権化⇒自主財源（地方税）の拡充・補助金の削減

○タイプ2

- ・量的分権化⇒地方における歳出規模と地方税収の乖離を縮小
- ・質的分権化⇒地方の課税自主権（税率の選択、課税標準の決定、徴税）の強化

② 望ましい地方税

- 「地方税は地域社会の会費」としての地方税

別紙⑥

○納税者にとって税負担を明瞭にし、コスト意識を喚起する
○安定的な財源確保
※住民と地方自治体が「正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢」を促進
③ これからの地方財政
○当面
・見える化を通じた課題発見（気づき）と改革への誘因付け
・優良事例の横展開（類似団体への積極的発信）
・民間委託（PPP）、ICT化による仕事（業務）改革
・広域化による自治体間の連携
・道府県による広域化・連携の斡旋
○中長期
・より多くの自治体が自立促進（広域化・連携含む）し、国を「最後の拠り所」としない自治体を増やす
・自立困難な自治体には別途支援
・自治体の規模・財政力に応じた分権（権限・税財源の配分）・広域化、連携
④ 地方税改革
・法人二税に代えて個人住民税や固定資産税の強化
・地方税については、行政サービスの受益に応じてその費用を広く分担するという考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税等について充実を検討すべき
・実効税率の引き下げ（グローバル化への対応）
・安定的・偏在性の少ない自主財源としての地方税体系の構築
⑤ 徴税の強化
・地方自治体の税収基盤の強化は課税自主権の行使
・とるべき税は取る（徴収対策）
・徴収強化は地方税へ信認を確保する上でも不可欠
・正直な納税者がバカを見ない仕組み

別紙⑦

3. 伊豆半島における新たな広域連携 ～伊豆半島地域の創生に向けて～
静岡県副知事 土屋 優行 氏
(1) 伊豆半島地域の現状
○静岡県>伊豆半島地域>賀茂地域
○伊豆半島地域の位置づけ
－静岡市、浜松市との比較－
○伊豆半島地域の現状
－年齢別人口と将来人口の推移推計－
○賀茂地域の現状①
－年齢別人口と将来人口の推移推計－
○賀茂地域の現状②
－人口動態の特徴－
(2) 伊豆半島地域における明るい兆し、今後の展望
○韮山反射炉の世界文化遺産登録
○伊豆半島をユネスコグローバルジオパークへ
○2020年東京オリンピック・パラリンピック
『スポーツの聖地』づくりへ
○DESTINATIONキャンペーン（DC）の開催決定
○伊豆の輝く未来を創る伊豆縦貫自動車道
○国際的・全国的な情報発信機会
(3) 条件不利地域の広域連携 ～伊豆半島南部地域（賀茂地域）の挑戦
○静岡県における平成の大合併
○市長との連携・協働による広域的な地域づくりの推進
○伊豆半島内の連携の動きと広がる「南北格差」
○賀茂振興局の役割
○地方制度調査会における小規模市町村の補完等に関する議論
○県における市町との連携に関する指針、実践

別紙⑧

○賀茂地域広域連携会議
○専門部会の設置、検討状況
○賀茂広域消費生活センター
○賀茂地方税債権整理回収協議会①
○賀茂地方税債権整理回収協議会②
○教育委員会の共同実施
○賀茂地域教育振興方針
○地籍調査の共同実施
○地域包括ケアシステムの構築・運用
○地域包括ケアシステムの構築・運用（保健事業の連携①）
○地域包括ケアシステムの構築・運用（保健事業の連携②）
○地域包括ケアシステムの構築・運用（介護保険事業の連携①）
○地域包括ケアシステムの構築・運用（介護保険事業の連携②）
○賀茂地域広域連携会議　－今後の取組・方向性①－
○賀茂地域広域連携会議　－今後の取組・方向性②－
○広域連携が困難な市町村における補完のあり方
(所感)
井原市においても人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す地方創生について、「元気いばら　まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げた施策について本格的に事業展開を図るなど、全力で取り組んでいるところである。
また、地方創生の基盤となる地方分権改革については、「提案募集方式」における提案等を踏まえた第7次地方分権一括法で国から県へ、県から市へと事務・権限の委譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するために所要の法令整備が行われている。
このような状況下において、市が自主的且つ主体的に地方の実情に合った施策を展開するためには、われわれ議員が地方創生や地方分権改革に対する理解を深めるとともに、政策の形成と実効性の確保に関する知識を深めることが重要であると考えます。

